

東北文化学園大学における公的研究費の使用における行動規範

「2023 年 11 月 1 日」

「学 長 制 定」

東北文化学園大学（以下「本学」という。）では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定・令和 3 年 2 月 1 日改正）に基づき、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり公的研究費における行動規範を策定する。

- 1 公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員、学生、その他本学において研究活動に従事する者（以下「教職員等」という。）は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であり、公的研究費の全部又は一部が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 教職員等は、研究の実施及び公的研究費の使用にあたり、配分機関及び本学等が定める諸規程・ルール等を遵守しなければならない。
- 3 研究者は、個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的な資金であり、本学による管理が必要であることを理解しなければならない。
- 4 職員は、公的研究費の適正な執行を確保しつつ、研究者の効率的な研究遂行を支援する事務を担う立場にあることを自覚して行動しなければならない。
- 5 教職員等は、本学が主催する公的研究費の説明会等に参加し、関係法令等の理解、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
- 6 本学は、研究者と本学との取引業者の癒着を防止するため、本学との取引業者に対して、関係規程等の趣旨を説明し、不正防止の取り組みへの理解を求めなければならない。
- 7 教職員等は、公的研究費の不正使用が本学における教育研究に深刻な影響を与えることを十分に自覚し、「東北文化学園大学における競争的資金不正防止計画」を踏まえ、不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。

附 則

この行動規範は、2023 年 11 月 1 日から施行する。